

2 4 6 5 3 - 1 2 9 9  
令和 4 年 8 月 1 2 日

公益社団法人 宮崎県医師会長 殿

宮崎県福祉保健部長  
( 公 印 省 略 )

「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」の通知を受けた今後の本県における対応について（通知）

本県の感染症対策につきましては、日ごろから御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、令和4年8月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡に基づき、重症化リスクの高い者に重点をおいた対策を確実に実施していくため、本県における（宮崎市含む）対応を下記のとおりといたします。

つきましては、貴会員への周知について御配慮くださいますようお願いいたします。

なお、公的医療機関等については別添写しのとおり送付しております。

#### 記

##### 1 自宅療養者の健康観察について

これまで、自宅療養者全員に対して、フォローアップセンターまたは訪問看護ステーション、保健所（以下「健康観察機関」という。）が毎日の健康観察（SMS または電話）を実施し、健康観察結果をもとに療養解除の連絡を行っておりましたが、令和4年8月15日以降の新規陽性患者については、発生届の情報をもとに、年齢及び重症化リスクの有無に応じて下記の対応といたします。

対象	65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者	65歳未満で重症化リスクのない者
健康観察方法	健康観察機関が毎日、健康観察（SMS または電話）を行う。	フォローアップセンターが療養開始時の連絡（SMS または電話）を行い、療養に関する情報及び体調悪化時の連絡先を伝える。以後の健康観察はセルフチェックとし、症状悪化時にはフォローアップセンターに自ら連絡する。 ※宮崎県フォローアップセンター 電話：0120-890-099（24時間対応）
療養解除連絡	健康観察結果をもとに保健所が療養解除日を判断し、健康観察機関が陽性患者へ解除の連絡を行う。	療養開始時に案内された療養期間の基準をもとに自身で判断する。健康観察機関から療養解除の連絡は行わない。

## 2 医療機関からの発生届について

### (1) 発生届の記載項目について

「1 自宅療養者の健康観察について」に記載したとおり、医療機関からの発生届の情報をもとに保健所が療養場所や健康観察方法を決定しますので65歳以上及び重症化リスクのある患者については、必ず発生届に必要事項を記載いただきますようお願いいたします。

一方、65歳未満の重症化リスクのない者については、下記のとおり発生届の記載項目の簡略化を可能とします。なお、記載項目の簡略化はその他の項目の記入を妨げるものではありませんので、必要と認められる項目については、記載いただきますようお願いいたします。

対 象	65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者	65歳未満で重症化リスクのない者
必須項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・診断類型</li><li>・陽性者氏名（ふりがな含む）</li><li>・性別</li><li>・生年月日</li><li>・当該者所在地住所</li><li>・電話番号</li><li>・診断（検案）年月日</li><li>・検体採取日（みなし陽性の場合は診断年月日）</li><li>・発病年月日</li><li>・ワクチン接種回数</li><li>・直近のワクチン接種年月日</li><li>・<u>重症化のリスク因子となる疾患等</u></li><li>・<u>発生届時点の重症度</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・診断類型</li><li>・陽性者氏名（ふりがなを除く）</li><li>・性別</li><li>・生年月日</li><li>・当該者所在地（市区町村名まで）</li><li>・電話番号（当該者又は保護者電話番号のいずれか1つで足りるものとする）</li></ul>

### (2) その他

令和4年7月23日から開始している「みなし陽性」について、「みなし陽性」の診断をおこなった場合には、発生届の「診断方法」の自由記載欄に「臨床診断」と記載いただくこととなっております。未記載の事例が散見されておりますので、必ず記載いただきますようお願いいたします。

別添のとおり、発生届記入、入力 の注意点をまとめておりますので、ご一読ください。

（文書取扱 感染症対策課）

担 当：感染症対策担当

電 話：（0985） 44-2620